

令和 5 年度 第1回柏市国民健康保険運営協議会資料

令和 4 年度及び令和 5 年度の 保健事業について



柏市国民健康保険
特定健診マスコット
「はかる君」

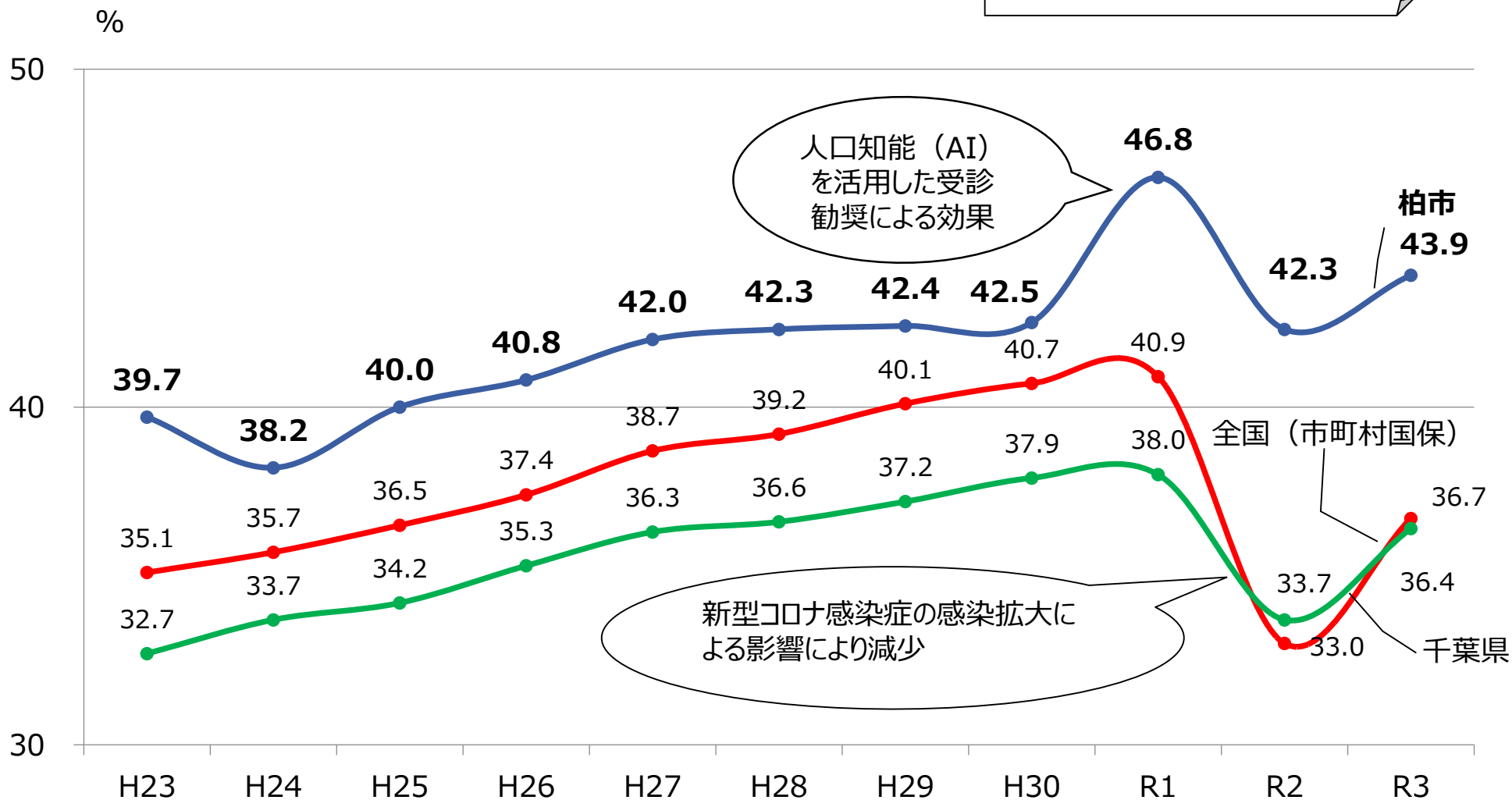
令和 5 年 7 月 1 3 日 (木)
健康医療部 健康増進課

目次

- ① 特定健診受診率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ 令和4年度における保健事業の拡充等
- ④ 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び
第4期特定健康診査等実施計画の策定について
- ⑤ 新規事業案「仮称 ヘルシーライフ表彰」について

① 特定健診受診率

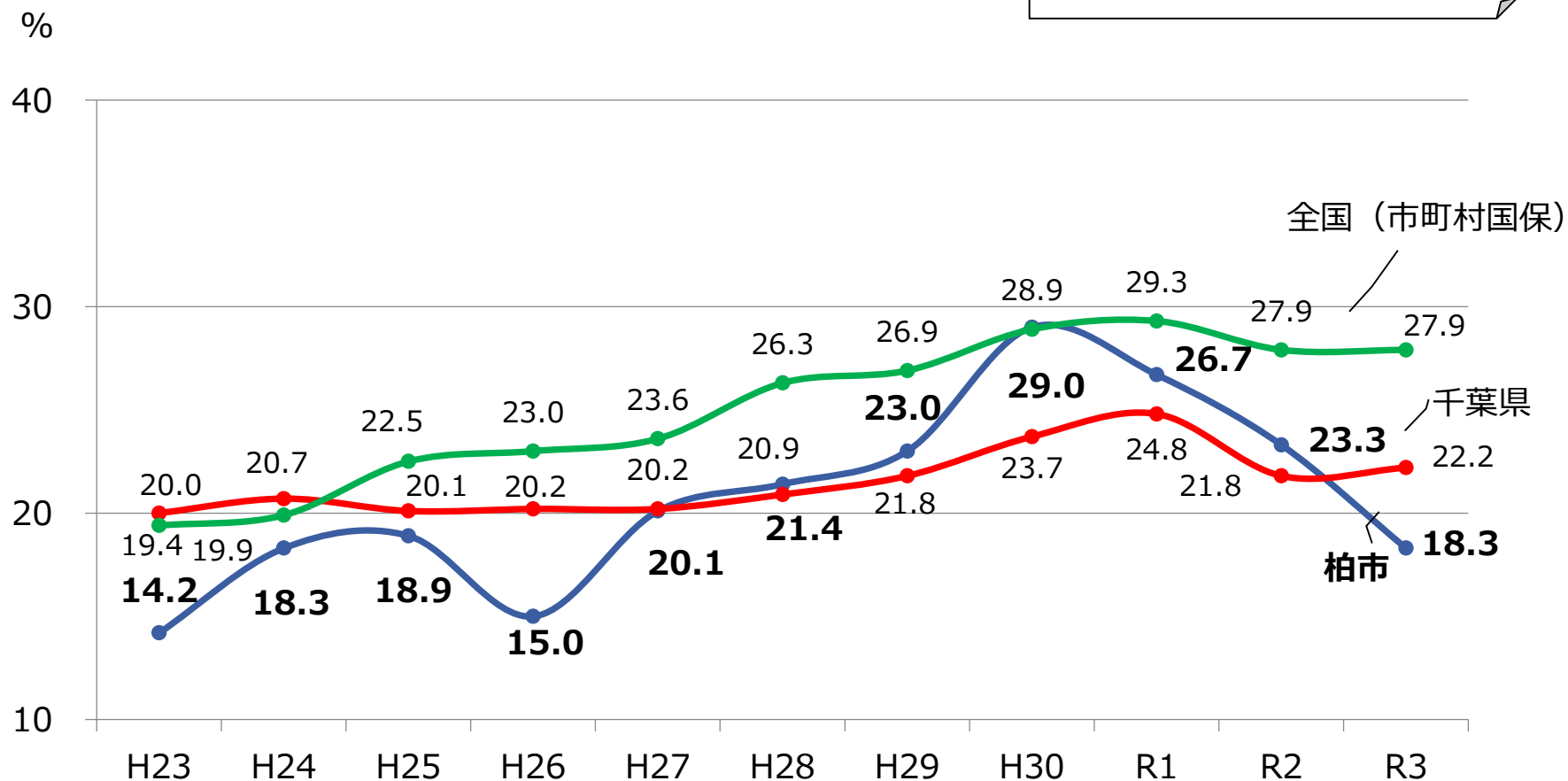
国が示す市町村国保の
目標値60%



※ 令和4年度の法定報告値は、除外者などの精査を行い11月頃に確定する予定。

② 特定保健指導実施率

国が示す市町村国保の
目標値60%



※平成30年度の増加の要因は、保健指導の実施期間が6カ月から3カ月に短縮されたことにより、平成30年度分の保健指導は国への報告日以前に保健指導が完了している件数が多く出ている。

法定報告は11月頃に確定する予定。

③ 令和4年度における保健事業の取組 その1

健康課題	事業概要	実績						
<p>1 特定健康診査受診勧奨事業 (継続)</p>	<p>① IT技術とレセプトデータを活用し、ナッジ理論に基づいた勧奨通知を年2回送付</p> <p>1. <抽出条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回目送付者：①新規40歳，②不定期受診の未受診者 ・ 第2回目送付者：①医療機関受診なし(40歳～50歳代の男性) <li style="padding-left: 20px;">②医療機関受診有，全検査項目有 <li style="padding-left: 20px;">③医療機関受診有，全検査項目一部有 <li style="padding-left: 20px;">④医療機関受診有，検査項目なし <p>※受診率の低い40歳～59歳までの男性の他，特定健康診査を受診しない理由の41.2%は「医師に受診中」であり，健診未受診者のうち75%が「医療機関受診あり」という結果から2回目の対象者を医療機関受診がある者を設定。</p> <hr/> <p>② 集団健診の土曜日開催 (令和4年10月8日)</p> <hr/> <p>③ プレ特定健康診査</p>	<p>①第1回： 10,718通 第2回： 24,108通</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全送付者の21.6%に特定健康診査の受診を確認。 ●受診勧奨対象者のうち，通知後の受診者と受診率 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">通知数</td> <td style="text-align: right;">34,832人</td> </tr> <tr> <td>受診者</td> <td style="text-align: right;">4,749人</td> </tr> <tr> <td>受診率</td> <td style="text-align: right;">13.6%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●新規40歳の受診率(同年有資格者) 30% <hr/> <p>②土曜日の集団健診受診者 196人</p> <hr/> <p>③プレ特定健康診査受診者 112人</p>	通知数	34,832人	受診者	4,749人	受診率	13.6%
通知数	34,832人							
受診者	4,749人							
受診率	13.6%							
<p>2 特定保健指導利用勧奨事業 (拡大)</p>	<p>④ 行動変容につながる利用勧奨の実施とアウトリーチによるフォローアップの強化</p> <p>(1) 訪問指導の強化 集団健診にて特定保健指導に該当し，来所ができないと相談のあった希望者の他，試行的に事前連絡なしの保健指導を実施。</p> <p>(2) 休日の特定保健指導の実施</p> <p>(3) 遠隔面談 (Zoom) による保健指導の実施</p> <p>(4) 保健指導の内，積極的支援該当者に対する郵送によるインセンティブの提供を開始。</p> <p>(5) 電子申請による保健指導の申し込み開始</p>	<p>(1) 訪問指導数 39件</p> <p>(2) 休日の特定保健指導 土曜日1回 日曜日4回</p> <p>(3) 遠隔面談 10件</p> <p>(4) インセンティブの提供 27件</p> <p>(5) 電子申請数 29件</p>						

③ 令和4年度における保健事業の取組 その2

健康課題	事業概要	実績
3 糖尿病性腎症重症化予防事業(拡大)	<p>⑤ 糖尿病性腎症重症化予防プログラム 柏市医師会に委託し、推薦された専門外来を有する市内の2医療機関の糖尿病専門医、糖尿病看護認定看護師等による糖尿病性腎症重症化予防によるプログラムを全7回実施。1回目、7回目に生化学検査(血液、尿検)を実施。糖尿病専門医、管理栄養士、理学療法士による健康講座と糖尿病看護認定看護師等による保健指導等を委託。新たに、前年度参加者の1年後の検査及び保健指導を実施。 柏市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る基本的な方針に基づき、75歳以上の後期高齢者を対象者に含めて実施。</p> <p>⑥ 柏市慢性腎臓病(CKD)健康講座の実施 腎臓高血圧内科の医師、管理栄養士による健康講座を11月に実施。 (対象者) 令和3年度特定健康診査受診者のうち、CKD判定で尿たんぱく(+)以上で、「腎専門医を受診」及び「要再検査」に該当する者。 <テーマ> 「日本人の13%は慢性腎臓病という現実!あなたは大丈夫ですか」 「実践的な慢性腎臓病の食事療法のコツ」</p>	<p>⑤ 糖尿病性腎症重症化予防プログラム 参加勧奨対象者：154人 プログラム参加数：31人</p> <p>※上記のうち75歳以上が1人参加</p> <p>⑥ 健康講座の参加者数：66人</p>
4 生活習慣病治療中断者への適正受診勧奨事業(継続)	<p>⑦ レセプト等の医療情報を分析し、生活習慣病の治療を中断している者に対し、適正な受療行動を促す通知の送付を実施。糖尿病の治療中断者を対象とした。</p>	<p>通知送付数：合計71件</p>

令和5年度も1～4について継続して実施します

④ 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について

- 第3回運営協議会（令和5年10月26日）において、計画案の説明及び協議
 - 「保健事業支援・評価委員会」において、計画案の説明及び協議（期日未定）
 - 第5回運営協議会（令和6年1月11日）において、上記協議を経て修正した点等を報告
 - 令和6年度末策定，柏市ホームページにて公開を予定
- ※当計画案調製は医療費分析等を含め民間業者に委託

⑤ ヘルシーライフ表彰について(新規事業案)

【目的】

自らの健康管理によって健康の保持増進に努めている健康優良者を表彰することにより、生活習慣の見直しや生活習慣病の重症化予防等の健康づくりへの意識の醸成により、もって健康診査受診率向上及び医療費の適正化、健康寿命の延伸を図り、柏市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の円滑な運営に資することを目的とする。

【対象】

柏市国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、定められた基準を満たすもの。

【表彰時期】

11月(ちば国保月間)

★千葉県では、国保制度の啓発並びに保険料(税)の納付意識の高揚を図るため、県内市町村、国保組合、千葉県国民健康保険団体連合会と共同で、毎年11月を「ちば国保月間」と定めています。

【内容】

市長のメッセージと記念品(柏市ふるさと産品等)を贈呈する。

【推定対象者数と予算】

柏市国民健康保険の被保険者	予算	203,160円
後期高齢者医療制度の被保険者	予算	58,800円



【周知方法】

「こんにちは国保です」(小冊子)、柏市ホームページ、健康診査の案内等に掲載予定。

表彰基準の概要 (案)



	国民健康保険加入状況	過去3年間健診受診	過去3年間の健診受診結果に要医療判定がなく、過去3年間医療費がゼロかつ要介護認定なし	過去3年間の健康診査受診結果に要医療判定がなく、過去1年間医療費がゼロかつ要介護認定なし	世帯全員の保険料に未納なし
国保健康保険の被保険者 (年度末年齢40, 50, 60, 70歳)	表彰前年度までの3か年間継続して加入	○	○	△	○
後期高齢者医療制度の被保険者 (年度末年齢80, 90, 100歳)	△	○	△	○	○

※医療費のうち、歯科受診は対象外。
要介護認定のうち、要支援の認定は対象外。